

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（抜粋）

発令　　：令和4年5月2日号外法律第37号

最終改正：令和4年5月2日号外法律第37号

改正内容：令和4年5月2日号外法律第37号[令和4年7月1日]

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

〔令和四年五月二日号外法律第三十七号〕

〔総理・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境大臣署名〕

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律をここに公布する。

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

#### 第四章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立のための措置

##### 第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に係る措置

（環境負荷低減事業活動実施計画の認定）

第十九条 同意基本計画を作成した市町村の区域において環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「環境負荷低減事業活動実施計画」という。）を作成し、当該区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合において、農林漁業者が共同して環境負荷低減事業活動実施計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る環境負荷低減事業活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。

二 当該環境負荷低減事業活動が環境負荷の低減及び当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。

五 当該環境負荷低減事業活動に沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第二項に規定する経営等改善措置（沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を

図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）に限る。以下「経営等改善措置」という。）が含まれる場合には、同法第八条第一項の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

（特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定）

第二十一条 同意基本計画において定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う特定環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「特定環境負荷低減事業活動実施計画」という。）を作成し、当該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合には、第十九条第一項後段の規定を準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該特定環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。

二 当該特定環境負荷低減事業活動が地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものであると認められ、かつ、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。

五 当該特定環境負荷低減事業活動に経営等改善措置が含まれる場合には、沿岸漁業改善資金助成法第八条第一項の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

第二十五条 認定事業活動に経営等改善措置が含まれる場合における当該経営等改善措置についての沿岸漁業改善資金助成法の規定の適用については、当該認定計画に係る認定があったことをもって、同法第七条第一項（同法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の認定があったものとみなす。

2 前項の場合において、沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項に規定する経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であって、前項の経営等改善措置を行うのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令

発令 　　： 令和4年6月22日号外政令第229号

最終改正： 令和4年6月22日号外政令第229号

改正内容： 令和4年6月22日号外政令第229号[令和4年7月1日]

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令

〔令和四年六月二十二日号外政令第二百二十九号〕

〔農林水産大臣署名〕

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令をここに公布する。

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令

内閣は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十四条第二項、第二十五条第二項及び第四十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（経営等改善資金の償還期間の特例）

第二条 法第二十五条第二項の政令で定める種類の資金及びその種類ごとの政令で定める期間は、次の表のとおりとする。

	資金の種類	期間
一	沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第二百二十四号）第二条の表第一号から第四号までに掲げる資金	九年以内
二	沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号に掲げる資金	五年以内
三	沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第六号及び第七号に掲げる資金	十二年以内

2 法第二十五条第二項に規定する資金に係る都道府県貸付金（沿岸漁業改善資金助成法施行令第八条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。）についての同令第八条第一項の規定の適用については、同項の表第一号中「八年」とあるのは「十年」と、同表第二号中「五年」とあるのは「六年」と、同表第三号中「十一年」とあるのは「十三年」とする。